

物価高騰対応臨時給付金の対象を拡大

住民税均等割世帯や子育て世帯はお忘れなく

町では、住民税非課税世帯などを対象に「物価高騰対応臨時給付金」を支給していますが、住民税のうち均等割のみ課税世帯まで対象を拡大します。また、給付金受給世帯で18歳以下の児童を養育している場合は、加算分の給付金を支給します。対象世帯は申請期限などを確認し、忘れずに申請してください。

◆申請先・問い合わせ 町長寿福祉課福祉チーム（内線148）へどうぞ。

住民税均等割世帯

住民税のうち均等割のみ課税世帯に対し、給付金を支給します。支給対象者には2月上旬にお知らせを送付しています。「支給のお知らせ」が届いた人は申請不要ですが、「申請書」が届いた人は内容を確認し、忘れずに申請してください。

▽支給額 1世帯当たり10万円
▽対象者 令和5年12月1日(基準日)時点で本町に住民登録があり、世帯全員の市町村民税所得割(令和5年度分)の課税がなく、うち少なくとも1人が均等割のみ課税されて

いる世帯の世帯主

▽申請方法
▼「支給のお知らせ」が届いた人：申請不要ですが、振込口座の登録や変更が必要な場合は、手続きが必要となります。また、支給を辞退される場合は、ご連絡ください。

▼「申請書」が届いた人：支給要件に該当する場合は、申請する必要がある。申請書に必要事項を記入し、持参や郵送で提出してください。

▽注意事項

▼家計急変世帯として、本給付金を受給している世帯は、対象外です
▼他市町村で同等の給付金の

支給を受けた世帯などは対象外です

▽申請期限 3月29日

※詳しい内容は、お問い合わせください。

18歳以下児童も加算

18歳以下の児童を養育している低所得の子育て世帯に対し、加算分の給付金を支給します。

支給対象者には2月上旬に支給のお知らせを送付しています。お知らせが届いた人は申請不要ですが、申請手続きが必要となる場合がありますので、該当する人は忘れずに申請してください。

▽支給額 児童1人当たり5万円

▽対象者 令和5年12月1日(基準日)時点で本町に住民登録があり、世帯全員の市町村民税所得割(令和5年度分)の課税がされていない世帯で、平成17年4月2日以降に生ま

れた児童を養育している世帯の世帯主

▽申請不要の世帯 「支給のお知らせ」を送付しています。

申請は不要ですが、振込口座の登録や変更が必要な場合は、手続きが必要となります。また、支給を辞退される場合は、ご連絡ください。

▽申請が必要な世帯 ▼学校の寮で生活している場合など、12月1日(基準日)時点で住民票上の同一世帯にない児童を養育している世帯▼12月2日以降に生まれた新生児を養育している世帯

▽申請方法 町長寿福祉課に備え付けの町のホームページに掲載している申請書に必要事項を記入し、持参や郵送で提出してください。

▽注意事項 他市町村で同等の給付金の支給を受けた世帯などは対象外です。

▽申請期限 3月29日

※詳しい内容は、お問い合わせください。

